

## 療育手帳の取扱いの変更について

### 1. 療育手帳のマイナンバー連携について

#### (1) 概要

令和3年5月のデジタル改革関連法公布・施行により、すでに情報連携している身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳と同様に療育手帳についても個人番号収集事務となった。

#### (2) マイナンバー連携によるメリット

##### ①マイナポータルでの自己情報表示（令和4年2月以降）

市民にとって、ミライロID等でマイナンバー連携し、手帳そのものを提示しなくてもサービス利用が可能となり、利便性が向上する（特にJRでは、運賃減免においてマイナンバー連携を必須としている）。

##### ②自治体間の情報連携（令和4年6月以降）

転入の際などの即時的に情報確認ができるようになる。ただし、療育手帳は自治体により基準が違うことに変わりはないため、実務上はこれまでと同じ手続きが必要。

### 2. 神戸市療育手帳制度実施要綱等の一部改正について

#### (1) 概要

療育手帳は、「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知）および「療育手帳制度の実施について」（昭和48年厚生省児童家庭局長通知）に基づいて、各自治体が定めた要綱等により交付されている。

神戸市では、療育手帳の交付事務を行政による決定（処分）と位置づけ、市民の皆様によりわかりやすく整備し、権利保障を可能とする一部改正案（令和4年4月施行予定）についての意見公募を行った。

#### (2) 主な改正点

- ・手帳の交付基準に該当しない場合に、却下決定通知書を規定する。
- ・返還の手続き等を明示する。
- ・判定基準に変更はないが、市民にわかりやすい表現にする。

#### (3) 意見公募の結果（意見公募期間：令和3年11月26日から12月27日まで）

1件。内容及び回答については3月に要綱等の公示に合わせホームページにて公開予定。

<参考> 神戸市における療育手帳交付件数（令和3年3月末現在） 17,045名